

平成30年8月1日

会員の皆さまへ

西東京三田会  
会長 樋口明朝

## 西日本豪雨被害、義援金のお願い

九州から中国・四国・近畿地方、さらには岐阜県にまで至る西日本地域一帯の豪雨域停滞による被害は甚大で、ご親戚・知人などに被災されました方がおられましたら勿論のこと、全被災者に対し心からお見舞いを申し上げます。

西東京三田会では、会員の皆さまに広く呼び掛けて、義援金を募ることにいたしました。諸々の状況により、重複してご寄付をなされる方も多いかとは存じますが、できます範囲でご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、この義援金につきましては、確定申告時に所得税控除ができるよう、事務局にて責任をもってお取扱いを致します。

1. 会員の皆さまは、同封の郵便振替「払込取扱票」にて、義援金をお振込みください。手数料は、当会が負担します。
2. 集まりました義援金は、最終的には日本赤十字社の「日赤平成30年7月豪雨災害義援金」口座に振り込みますが、慶應義塾が東北大震災や熊本地震の時と同じ対応をしてくださる場合は当該時と同じく、塾にリスト別送にて一括総額を振り込んで税制上寄付金扱いされる書類としての「義援金預り証」を各人宛て送付します。塾が当該扱いを行わない場合は事務局が各人の義援金を個別に日赤に振り込んで所定の「受領証」を得、各人に送付いたします。
3. 日赤の「平成30年7月豪雨災害義援金」は募集期間が12月31日までですが、塾経由でも事務局扱い（日赤受領書は3か月必要）でも事前事務処理期間が必要ですので、締め切りは10月31日までとさせていただきます。
4. 金額の目安は「5,000円より」とさせていただきます。

以上